

【ABC 消費者情報 Vol. 116】

### ◎ご存知ですか！成年後見制度

認知症などにより判断能力が低下すると、消費者トラブルの被害に遭う危険性が高まります。

このような方々の財産や権利を保護し、生活の支援をする一つの方法が成年後見制度です。成年後見制度を利用していれば、締結してしまった契約を取り消すことができます。

#### ■相談事例

○離れて住む障害のある家族が、大金を人に貸したようだが借用書もない。生活費に困ってカードローンを利用しているようだ。

#### ■アドバイス

○法定後見制度には、本人の判断能力により「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

○それぞれの種類により代理権の範囲などに違いがありますが、一方的に不利益な契約を本人が結んだ場合は、取り消すこともできます。

○成年後見制度については、リーガルサポートセンター鹿児島（099-251-5822）にご相談ください。

#### ■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

#### ■警察総合相談電話

Tel: #9110

#### ■消費者ホットライン

Tel: 188

#### ■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611